

文京区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行政財産の使用料に係る延滞金は、地方税法（昭和25年法律第226号）における延滞金の割合と均衡を失しないよう、文京区行政財産使用料条例（昭和39年3月文京区条例第9号。以下「条例」という。）に定めている。この度、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）により、地方税の延滞金の割合の特例に係る規定が見直されたため、行政財産使用料の延滞金の割合の特例に係る規定についても、用語の見直し等を行う。

2 施行期日

令和3年1月1日

3 新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条～第八条（略） 付則 第一項～第二項（略） （延滞金の割合の特例） 3 当分の間、第八条第二項に規定する延滞金の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の 延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。） に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、 その年における延滞金特例基準割合に 年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。	第一条～第八条（略） 付則 第一項～第二項（略） （延滞金の割合の特例） 3 当分の間、第八条第二項に規定する延滞金の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の 特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合 に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（ 以下この項において「特例基準割合適用年」という。 ）中においては、 当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

付則（昭和四五年七月一七日条例第一九号）
第一項（略）

付則（平成一四年一月二日条例第三八号）
第一項（略）

付則（平成二五年一月九日条例第四〇号）
第一項～第二項（略）

付則（令和二年 月 日文京区条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区行政財産使用料条例付則第三項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

付則（昭和四五年七月一七日条例第一九号）
第一項（略）

付則（平成一四年一月二日条例第三八号）
第一項（略）

付則（平成二五年一月九日条例第四〇号）
第一項～第二項（略）